

**長崎県スポーツコミッション**

**スポーツコンベンション開催助成事業補助金のご案内**

長崎県スポーツコミッションでは、当コミッションがスポーツコンベンション誘致活動に関わった大会の主催者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。

**１．補助対象者**

　スポーツコンベンションを開催する主催者

**２．対象となる大会規模**

　九州大会又はこれに準ずる規模以上

**３．交付基準額**

参加者の延べ宿泊人数又は参加者数に応じて、以下の表に掲げる額を限度として補助金を交付します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延べ宿泊人数又は参加者数 | 交付基準額 | 新規加算額 |
| 300人以上　500人未満 | 200,000円 | 100,000円 |
| 500人以上　1,000人未満 | 250,000円 | 125,000円 |
| 1,000人以上　1,500人未満 | 500,000円 | 250,000円 |
| 1,500以上　2,000人未満 | 750,000円 | 375,000円 |
| 2,000人以上　3,000人未満 | 1,000,000円 | 500,000円 |
| 3,000人以上 | 1,500,000円 | 750,000円 |

なお、参加者名簿によるときは、県外からの参加者数（離島地区で開催する場合は、同一自治体外からの参加者数）が対象となります。

**４．補助の対象とならないスポーツコンベンション**

・国、地方公共団体のプロジェクトで行われるもの（国体、インターハイ等）

・各県持ち回りで行われるもの（一定の順序で開催されているもの等）

・県内の市町間で大会の開催地が異動するもの

・スポーツ合宿

・興行及び営利を目的とするもの

・政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの

・国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの

・スポーツコンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの

・その他会長が不適当と認めるもの

**５．その他**

・交付の対象となる期間は開催初年度を基準に３年間となります。

・参加者として該当するのは、選手・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー等のチームスタッフ、大会役員・審判・補助員等の運営スタッフとなります。同行・応援のご家族、観客等は該当しません。

・補助の対象となるのは、事業認定日（事業認定決定の通知日）から大会最終日までに発生した経費のみです。

**６．申請・交付のながれ**

①事前相談

　本補助金の交付を希望される団体は、事前に長崎県スポーツコミッション（095-822-6350）へ電話でご相談ください。

②事業認定申請書の提出

　大会開催の２０日前までに、以下の書類を提出すること。（その際、代表者印を押印した書類を郵送で提出するとともに、データ（様式第2、3号はWord、その他書類はPDF）をメールで送信すること。）

○様式第１号（事業認定申請書鑑）

○様式第２号（事業実施計画書）

○様式第３号（収支予算書）

○その他会長が必要と認める書類

・大会実施要項

・組み合わせ表

・宿泊ホテル一覧

③認定通知書の受信

　長崎県スポーツコミッションから、認定通知書（様式第４号）を郵送しますので、届いたら保管をお願いします。なお、本認定通知書により、当該スポーツコンベンションが補助対象として認められたことになりますが、実際に交付される額が確定するのは事業実績報告書の提出・確認後となります。

④大会開催

　大会終了までに以下の書類等の収集をお願いします。

　○経費の領収書

　○謝金の支払いを証明できる書類

　　※個別に領収書をもらうか、支給簿を作成し対象者全員の受領印等をもらってください。

⑤交付申請書兼請求書の提出

大会終了後３０日以内もしくは事業の属する年度の最終営業日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出すること。＜その際、代表者印を押印した書類を郵送で提出するとともに、データ（様式第６、７号はWord、その他書類はPDF）をメールで送信すること。＞

○様式第５号（交付申請書兼請求書鑑）

○様式第６号（事業実績報告書）

○様式第７号（収支精算書）

○様式第８号（宿泊証明書）または参加者名簿（様式第９号）

○補助対象経費の算定根拠となる書類の写し（領収書及び明細）

○大会プログラム等（大会内容や参加チームの拠点が確認でき、参加選手の名簿も掲載されたもの）

○その他会長が必要と認める書類

・大会の開催状況が確認できるもの（開会式、閉会式、試合の写真）

⑥交付決定通知書の受信

　長崎県スポーツコミッションが申請内容を審査し、対象と認められる経費への交付額を算定したうえで、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第10号）を郵送しますので、届いたら保管をお願いします。

⑦指定口座へ補助金の振込

　長崎県スポーツコミッションから指定口座に補助金が振り込まれます。

**※その他、諸条件ございますので必ず要綱をご確認ください。**

《補助金交付までの流れ》

※番号は本文参照

①長崎県スポーツコミッションと事前相談

※ご計画に合わせて、最適な開催地をご提案いたします。

⓻指定口座へ補助金の振込

⓺交付決定通知書の受信

⑤交付申請書兼請求書の提出（30日以内）

④スポーツコンベンションの開催

③認定通知書の受信

②事業認定申請書の提出（20日前まで）